

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う  
ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方  
関係事業者ヒアリング

---

令和4年2月

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方に関する論点について、下記のとおり、関係事業者からヒアリングを実施する。

## ■ ヒアリング対象事業者

NTT東日本・西日本、KDDI、ソフトバンク

## ■ ヒアリング項目

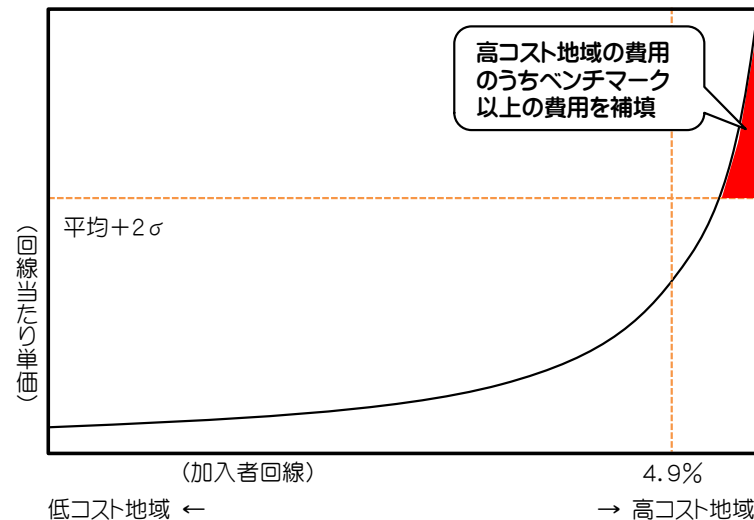
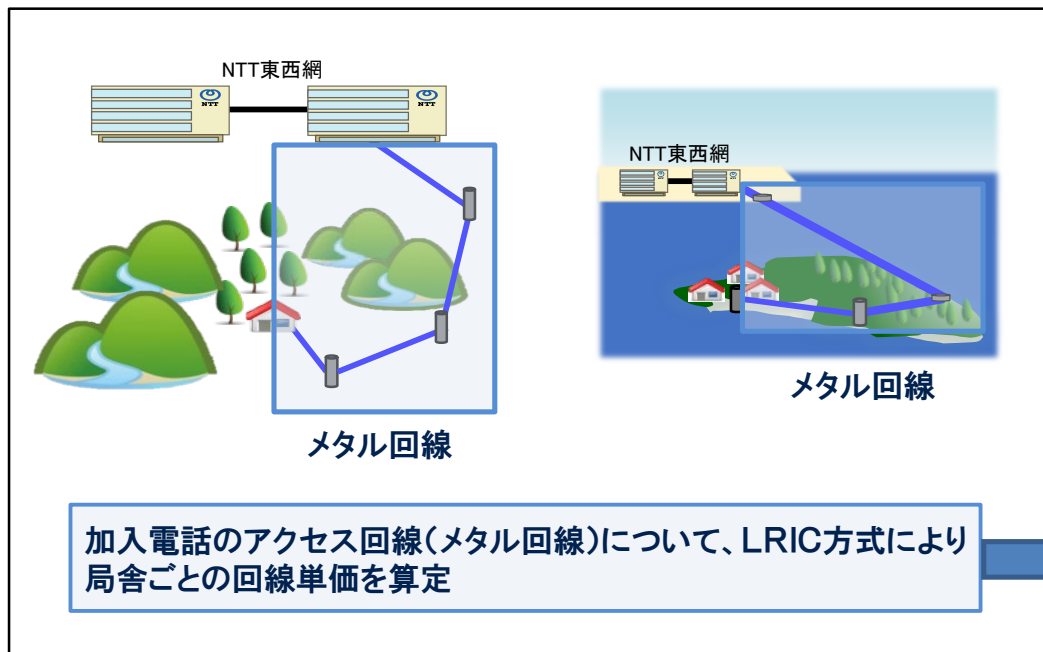
ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、加入電話(加入電話から置き換えられるワイヤレス固定電話を含む。)の補填の在り方及び補填額の算定方法をどのようにすべきか。

**再掲：ユニバーサルサービス政策委員会(第24回)資料抜粋**

---

- 加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務は、ユニバーサルサービスとして位置づけられており、交付金制度に基づく補填の対象とされている。
- 加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務に係る補填額は、現在、長期増分費用方式(LRIC方式)により算定した局舎ごとの回線単価から高コスト地域(上位4.9%)を特定した上で、ベンチマーク(全国平均費用+2σ)方式により算定している。
- 令和3年度認可による補填額(令和2年度コストベース)は27.5億円。

## ■ 加入電話(アクセス回線)に係る補填額の算定方法



※ 加入者回線数にはIP補正(加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正)を行っている。

- 令和2年のNTT法等の改正により、NTT東日本・西日本は、加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて地域電気通信業務を行うことが可能となった。
- これを受けて、NTT東日本・西日本は、令和4年度第4四半期以降、加入者回線として自ら設置するメタル回線に代わり、他の電気通信事業者から卸役務提供を受ける携帯電話網を用いることにより、ワイヤレス固定電話の提供を開始する予定。
- ワイヤレス固定電話は、加入電話と同等の役務範囲(アクセス回線のみを用いて提供される役務等)が、基礎的電気通信役務として位置付けられている。
- ワイヤレス固定電話の提供が認められる「特例地域であって、加入者密度が18回線/km<sup>2</sup>未満となる区域」の加入者回線数は、加入電話1,360万回線のうち最大60万回線(令和3年9月末時点)であり、ワイヤレス固定電話は、極めて限定的に提供されることが想定される。

## NTT法等の改正(主要部分)

### 【改正後のNTT法第2条第5項】

地域電気通信業務は、**地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない**。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合であつて、**総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない**。

### <ワイヤレス固定電話の提供が認められる主な場合※1>

※1 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月)を踏まえ、意見公募手続を経て、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則に具体的に規定。

#### ① 電話の提供が極めて不経済となる場合

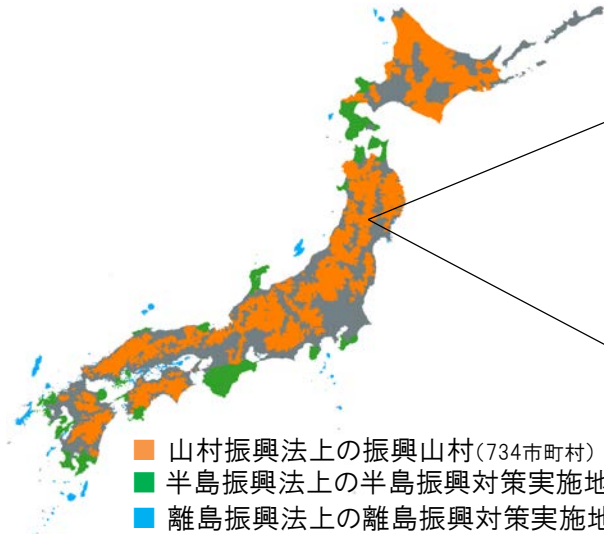
「特例地域※2であつて」、かつ、「加入者密度が18回線/km<sup>2</sup>未満※3となる」区域等において電話を提供する場合

※2 山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域。

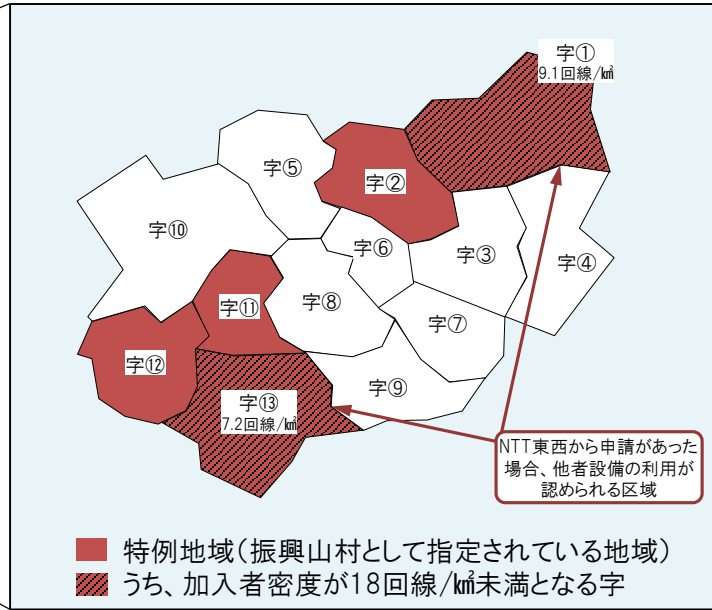
※3 加入者密度の分布を全国の町・字等の単位で見た場合、下位5分の1の町・字等においては、加入者密度が18回線/km<sup>2</sup>未満となっていることを踏まえた要件。

#### ② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

## ワイヤレス固定電話の提供可能範囲イメージ

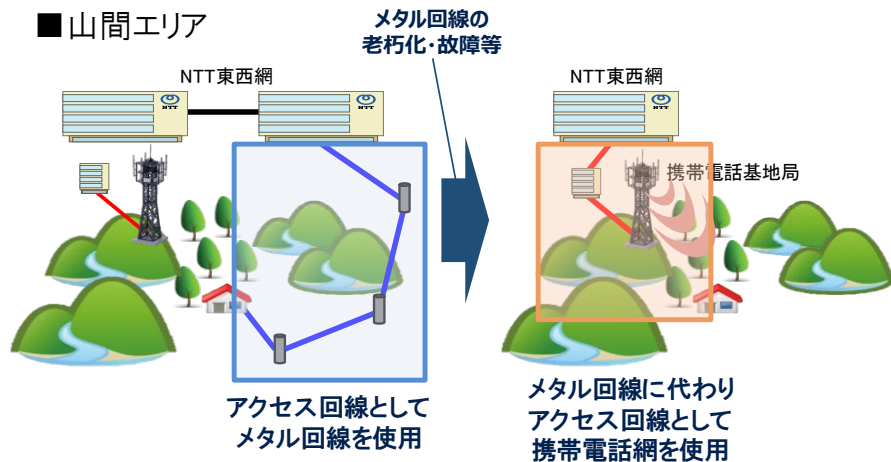


※ このほか、沖縄特措法、小笠原特措法及び奄美特措法に規定する地域を含む。

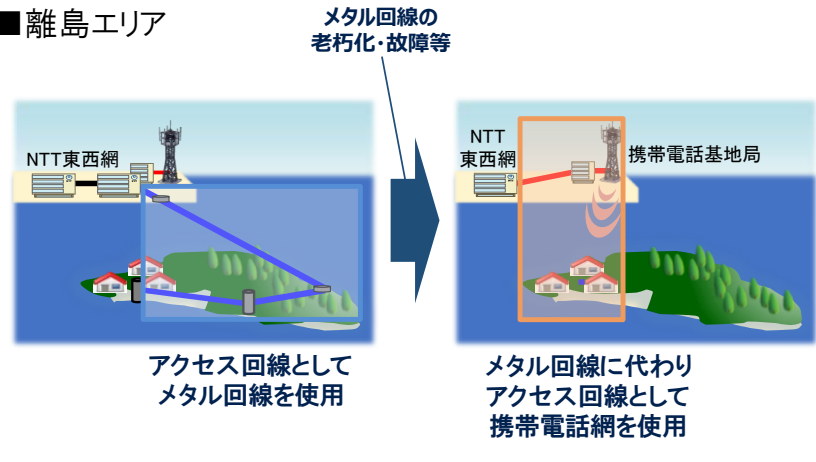


## ワイヤレス固定電話の提供イメージ

### ■ 山間エリア



### ■ 離島エリア

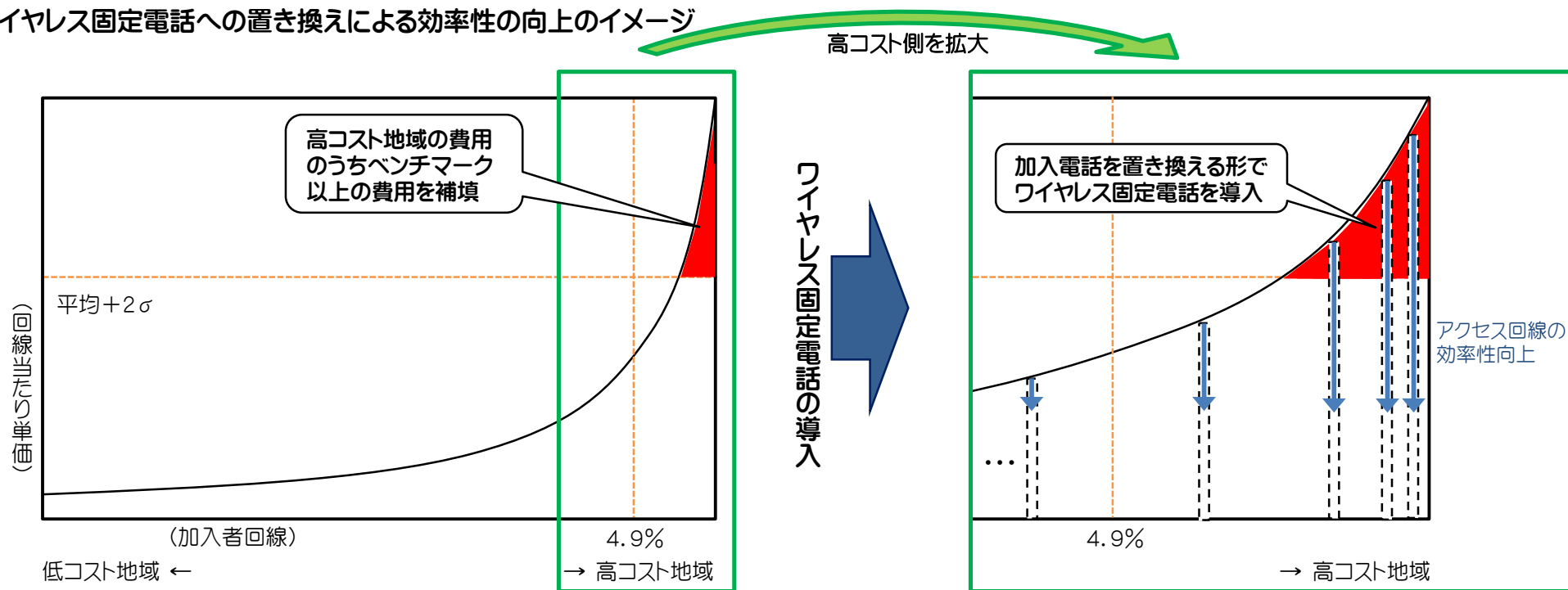


## 検討事項

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方について検討が必要ではないか。

- 加入電話のアクセス回線のみを用いて提供される役務は、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の対象とされており、現在、長期増分費用方式(LRIC方式)により算定した局舎ごとの回線単価から高コスト地域(上位4.9%)を特定した上で、ベンチマーク(全国平均費用+2 $\sigma$ )方式により補填額を算定している。
- NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、一定の条件を満たす地域等において、加入電話を置き換える形で極めて限定的に導入するというワイヤレス固定電話の制度趣旨を踏まえれば、ワイヤレス固定電話の提供開始後においても、現行の加入電話の補填額の算定方法を基本としつつ、これに沿った形で、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額の算定方法を検討することが適当ではないか。
- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う補填の考え方については、情報通信審議会答申「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(令和元年12月)において、「例外的に認められた範囲内において無線等の他社設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある」とされている。したがって、加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額の算定方法は、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を反映したものとすることが必要ではないか。
- これらの点を踏まえ、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴い、加入電話(加入電話から置き換えられたワイヤレス固定電話を含む。)の補填の在り方及び補填額の算定方法をどのようにすべきか。

## ■ ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性の向上のイメージ



## ■ 情報通信審議会答申(令和元年12月)抜粋

### 第2章 基盤整備等における政策の具体的方向性

#### 第1節 電話サービスの持続可能性の確保

#### 3. 電話サービスの持続可能性の確保に向けた具体的方向性

##### (6) 現行の交付金制度との関係

現行の基礎的電気通信役務に係る交付金制度は、NTT東西に対して日本全国における電話サービスの提供義務を課しているものの、NTT東西の自助努力だけでは不採算地域における利用者の利便性を確保できないおそれがあるため、NTT東西に接続する接続電気通信事業者等が、NTT東西に交付するための負担金を拠出する制度である。

こうした制度上の趣旨を踏まえれば、例外的に認められた範囲内において無線等の他者設備を利用して電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要がある。